

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会	
開催日時	令和6年3月11日（月）午後6時30分～午後7時00分	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 502会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	濱 浩一（座長）、相河 孝充（副座長）、戸田 康之、高杉 充、渡部 陽子、大村 直人、烏居 功、比留間 和慎	
議題	<p>（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度取組実績等について <p>（2）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語の国際デーのイベント（ブルーライトアップ）及び周知不足（戸田委員） ・彩夏祭に手話通訳者が設置していることについての周知不足について（戸田委員） ・聞こえない親を持つ子どもが在籍している学校に対して手話通訳者の必要性を周知すること・積極的な手配をお願いしてほしいこと（戸田委員） 	
会議資料	別添のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 構成員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 開会

○比留間委員

皆さんこんばんは。本日はご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

令和5年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を開催いたします。私は、司会を務めさせていただきます障害福祉課の比留間でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員8人全員のご出席をいただいております。会議成立定足数の過半数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議録作成の都合上、発言の際には挙手の上、お名前を名乗ってからご発言くださるようお願いいたします。

議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。事前に配布したものとして、本日の次第、資料1朝霞市日本手話言語条例、資料2朝霞市日本手話に係る施策の推進方針、資料3朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領、資料4附属機関の委員名簿、資料5令和5年度朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針にかかる施策の実施状況となりますが、不足等ございませんでしょうか。

それでは、朝霞市日本手話言語条例にかかる施策推進懇談会設置要領第3条第2項により、座長を障害福祉課長と定めておりますので、これより議事進行を濱座長にお願いいたします。

○濱委員（座長）

皆さんこんばんは。お忙しいところお越しいただきまして誠にありがとうございます。本懇談会は原則公開の立場をとっておりますが、傍聴の方はおりませんが、会議の途中でも傍聴人がいらっしゃった際には、随時入室を許可いたしますので、ご了承ください。

それでは、次第に沿って進めたいと思います。

◎ 議題（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について

- ・取組実績等について

○濱委員（座長）

議題の（1）に入りたいと思います。（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針についての令和5年度の取り組み実績について、事務局から説明をお願いいたします。

○比留間委員

それでは、資料5をご用意ください。

令和5年度の状況を報告させていただきます。

事項1「日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策」において、2月23日午後2時から、コミュニティセンターでNHK手話ニュースキャスターの野口岳史さんを講師として、『ろう通訳とは』というタイトルで講演会を開催し、102人の方に参加していただきました。

事項2「日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策」の(3)では、例年と同じように、朝霞市聴覚障害者協会の方にご協力いただきまして、職員の階層別研修に手話講座を実施したほか、令和5年10月24日・25日に、差別解消法と合わせて日本手話言語条例の研修を坂井ユウ子さんが講師として開催したところ、251人の職員が参加いたしました。

次に、事項3「日本手話を使用することができる環境整備のための施策」の(1)では、令和6年1月から、欠員であった設置手話通訳者を1人採用し、2人体制とすることができました。

また、令和5年10月1日から、勤務時間を7時間勤務からフルタイムに変更し、ろう者の方がいつ来ても対応できる体制を整えているところです。

続きまして、事項4「手話通訳者の養成及び確保のための施策」では、令和4年度と同じくらいの人数で様々な手話講習を実施しております。現時点では、朝霞市の手話通訳者は11人となっております。

議題1に関する部分は以上となります。

○濱委員（座長）

説明が終了しましたので、ただ今の説明について、委員の皆様から何か質疑等ございますでしょうか。

なければ次の議題に進みたいと思います。

◎ 議題（2）その他

○濱委員（座長）

議題（2）のその他に移りたいと思います。あらかじめいただいております議題は、3点ございます。まず1点目、手話言語の国際デーのイベント、ブルーライトアップ及び周知不足について、戸田委員からご説明をお願いいたします。

・手話言語の国際デーのイベント、ブルーライトアップ及び周知不足について

○戸田委員

ブルーライトアップを市役所で行っていただき、ありがとうございます。聴覚障害者協会の皆さんの中で、ブルーライトのこのイベントがあったかどうか知らなかった方が結構いました。そのため、来年度はもう少し広報あさかに掲載するなどして、周知をしていただきたいと思います。

また、市役所プラスまたどこか別の施設などもライトアップしていただけたらいいなと思いますので、よろしく申し上げます。

○濱委員（座長）

ありがとうございます。それでは、こちらの議題について、事務局の方で回答の方、お願いいたします。

○比留間委員

令和5年度のブルーライトアップについては、9月23日午後6時55分から9時まで市役所庁舎前広場の大ケヤキをブルーライトアップいたしました。障害福祉課のX（旧Twitter）と市ホームページ、メール配信サービスを利用し周知いたしました。

来年度以降は、今申し上げた周知方法のほか、全戸配布される広報あさか、朝霞駅東口の電光掲示板などを利用し、広く周知することを検討いたします。

また、ブルーライトアップの場所を増やすことは限られた予算での対応となりますので、現状は難しいものと考えております。以上です。

○濱委員（座長）

朝霞駅の電光掲示板って南口ではなく東口の方にあるのですか。

○比留間委員

電光掲示板は、朝霞駅南口及び東口にあるのですが、南口は今現在故障中ですので、稼働しているのは東口のみとなっております。

○濱委員（座長）

令和6年度については、市ホームページ、障害福祉課X（旧 Twitter）メール配信サービスの他に、広報あさかと朝霞駅東口の電光掲示板のこの5つの方法で周知を図って、広く皆さんに知っていただくということによろしいでしょうか。

○相河委員

防災無線、市でもやってますよね。いつも2時20分には私たちが帰りますってやつ。あれで放送はできないんですか。

○比留間委員

防災無線を使用する際は、緊急性が高いものもしくは行政情報を発する場合のみ使用が許可されておりますので、例えばイベントの開催等のお知らせについては、現状、防災無線でお知らせすることは難しいものとなっております。

○濱委員（座長）

その他、質問、よろしいでしょうか。よろしければ、2点目の議題、あらかじめいただいて、こちら戸田委員からいただいている議題ですが、彩夏祭に手話通訳者がつくことの周知不足についてですね。ご説明をお願いいたします。

・彩夏祭に手話通訳者が設置していることについての周知不足について

○戸田委員

昨年は彩夏祭が北朝霞公園のステージで手話通訳が設置され、ろう者専用スペースまで設けていただいております。大変良かったというお声をいただきました。引き続きそちらも要望していきたいと思っております。

また、新しく会員になられた方などは、そのステージに手話通訳がいることすら知らなかった方もいらっしゃるのでは、今までは広報あさかに手話通訳がいるみたいなことは掲載されていたが、今年は載っていなかったと思っております。今後は続けてそういった情報を載せてほしいなと思っております。

○比留間委員

確か前回の議題の方でも上がった内容だとは思いますが、その後、彩夏祭実行委員会事務局に対して反省点及び改善事項として今ご指摘あったことについては、障害福祉課を通してですね、依頼の方はさせていただいております。

引き続き、そういった機会があれば依頼を継続してまいりたいと思っております。以上です。

○濱委員（座長）

できれば、原稿など地域づくり支援課の方でできた段階で、障害福祉課の方でちょっと拝見させていただくなりして、漏れがないようにしていただけるとより確実かなとおもいます。もしそちらの原稿に載せることが仮に難しいということであれば、障害福祉課の方での周知手段で、いずれにしても市民の方に知っていただくという方法をとっていただけるといいかなと思います。

この点につきまして、他の質問はよろしいですか。それでは、3点目ですね。こちらでも戸田委員からいただいております、聞こえない親を持つ子供が在籍している学校に対して 必要性を周知することと積極的な手配をお願いしてほしいことにつきまして、戸田委員からご説明お願いいたします。

・聞こえない親を持つ子どもが在籍している学校に対して手話通訳者の必要性を周知すること、積極的な手配をお願いしてほしいこと

○戸田委員

子育てするため、小中学校の皆さんに理解していただいて、手話通訳者を面談や様々な行事に手配していただき、ありがとうございます。若いうちの方も朝霞市に移住して子供を育てていくという家庭が増えてきています。同じ学校ではなく、いろんな小中学校にそういった親がいるんですね。学校によってその理解のレベルがまちまちであるので、管理職を通して親が面談だったりイベントだったり、何かそういった行事など、参観日とかそういった学校の行事に積極的に手話通訳を整備していただきたい、そういったことを広めていきたいので、よろしく申し上げます。

○比留間委員

教育指導課から、市内の小中学校に、聞こえない親を持つ子供は手話通訳者が必要としていることと、積極的な手配をしてほしいことを周知するよう障害福祉課から依頼をいたします。

また、周知のために令和6年度から広報あさかに毎年1度掲載することを目標に、できる範囲で周知に努めたいと思います。

○大村委員

先日、通訳者と埼玉県の情報センターの職員の会議の中で、県立高校は派遣事業の予算をとっていて、県立高校で何かある時、聞こえないろう者に対して市の派遣ができるという話があったので、我々も、聞こえない親御さんが卒業式だったり入学式だったり諸々のイベントで行くので通訳を派遣、そちらの高校で予算を県の方に話して取っていただいて、通訳者を用意してほしいという話を県からいただいていたので、各高校にそういう話があった時にはしておりました。結果として、県の方からすると、その予算は聞こえない児童生徒のため、在学学生のためであって、聞こえる子供の親がろう者であっても、親のろう者のためではないと。あくまでその高校に通う子供たちのための予算しか今は取れていないので、保護者にまだ予算が回らないということで、そういう話がありましたので、戸田委員にしても市の方にしても、そういう話が、高校生の子供を持つ聞こえない親からそういった相談で派遣したいんだっていうような話があった時には、今までどおり朝霞市民というところで、朝霞市の派遣事業を使っていただくということが最善というか、県から示された方法ですので、ご理解というか、情報提供として知っ

ていただければなという風に思います。

○濱委員（座長）

ありがとうございます。朝霞市内の県立高校というと、朝霞高校と朝霞西高校で、その他、小中学校の他に、幼稚園ですとか保育園についても、そういう聞こえない親のための手話の派遣も積極的に配慮してくださいという旨の周知というのは、こちらとしても、それぞれの教育委員会であり保育課なりに落としてですね、周知の方を図っていくことが大事なかなと思いますので、その辺は事務局の方でご配慮の検討してください。

この点について他の質問はございますか。

○渡部委員

登録手話通訳者からも質問を4点提出しておりますが、議題になかったので、確認させていただきます。

○濱委員（座長）

事前に把握しておりませんでしたので、4点説明していただいて、回答の方は後日文書でもよろしいですかね。

○渡部委員

1点目が、緊急名簿が置かれている、今5つの機関があり、聞こえない方が手話通訳をこう依頼しやすいように通訳をお願いしますというような、ちっちゃいこう、手帳サイズのカードや、携帯をこう見せて通訳が依頼できるようなものを作成したらいかかなって思いました。理由としては、その実績派遣実施報告書を見ると、緊急対応というのが、おそらく今年1件もなかったから、今年度なかったいうところでした、聞こえない方が通訳を依頼しにくい、依頼しづらい状況なのか、それとも、その病院の担当の方がその緊急名簿があることを知らないっていう可能性もあるんじゃないかなっていうところで、そういったものを作ってもいいのかなっていう提案です。

今の補足で、今現在、障害福祉課の方で青い聴覚障害者カードっていうのがあると思います。小さいサイズの聴覚障害者等緊急カード、多分、手帳を交付する時とかにお渡ししているようなカードがあるかと思いますが、5つの機関が書かれていないんですね。

そのカードに5つの機関が書いてあれば、出された窓口の担当者がその名簿が置かれていることがわからなくても、それを見たらここはそういう機関だっていうのがすごくやっぱりよくわかると思うので、記載してもいいのかなと思います。

2点目は、日本手話言語条例とあと障害者の方に対する理解っていうところを周知していただきたいなっていうところです。以前、この聞こえない方が飲食店をこう予約したら、聞こえる方と一緒にですか。っていうようなこと聞かれて、ちょっと不快な思いをされたっていうお話も聞こえない方から聞きまして、4月から合理的配慮の提供が事業所に義務付けられるっていうところになりますので、改めて日本手話言語条例や合理的配慮のリーフレットを事業所とか医療機関とかそういったところに配布する。配布して、聞こえる方とそれ以外の障害者の方にも、なんかこう住みやすいまちづくりっていうところを目指していただけたらいいかなと思いました。

3点目が、手話をこう周知させる啓発グッズみたいなものを作って、集客のあるイベント、アサカストリートテラスだったり彩夏祭だったりっていうところで配布するっていうのはいかがですかっていうところの提案です。あと手話言語条例のパンフレットも、平成27年結構古いものになるそうなので、その辺りもちょっと新しく更新して、こう作り変えてみてもいいのかなっていう提案です。

予算そんなにかからないとかになると、うちわですとか、ストラップで周知するっていうところはできるのかなっていうところです。

前回の懇談会の時に、デフリンピックの周知についてっていうところで1つ依頼を出させていただいたんですけども、その後、何かこう進捗とか、何か決まっていることとかがあれば教えていただきたいなと思って、それが4点目になります。

○濱委員（座長）

渡部委員から事前に質問をいただいていたにも関わらず、こちらの不手際で、今回の議題に載せることができず、大変申し訳ございませんでした。こちらの依頼については、後日文書で、皆さん宛てにご回答させていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。申し訳ございませんでした。

○大村委員

名簿を提出している5機関の中で、病院で言えばTMG、警察署がどうしても名簿の周知が組織内で希薄かなと、感じています。病院に関しても、厚生病院に関しましても、受付の方があまり変わらないっていうところで、結構しっかり皆さん理解をされていて、周知もされているなっていうところが感じます。消防に関しても、定期的にNET119の研修を一緒に協力してやらせていただいている関係もあって、割と救急隊の皆さんも含めて名簿の存在は知っていただけているかなっていうことでした。つい最近、たまたま通訳の関係でTMGに通常派遣させていただいた時には、受付の方はちょっとわからないですけど、担当の主治医の先生だったり、看護師さんは意外と名簿の存在を知っているという反応でした。直でその聞こえない方と携わってるか、診療科に関しては、情報はいってるのかな。周知が1番窓口となる方々がまだまだちょっと知っていただけてないかなというところなので、そういう点も含めて、何かこういうものがあってもいいのかなとは思いますが、その内容だったり、作り方だったりっていうのは、色々議論して工夫が必要かなという風に感じております。

○濱委員（座長）

ありがとうございます。

貴重なご提言いただいて本当に感謝いたします。少しでもこういった通訳が必要な方が利用しやすいような、そういった環境が整えていくことができればいいと思っておりますので、社協さんと協力して検討していきたいと思っております。

◎ 開会

○濱委員（座長）

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を終了とします。皆様、ありがとうございました。